

脱炭素に向けた 設備の導入に、補助します！

埼玉県エネルギー脱炭素化
設備整備費補助金

募集期間

効率的なエネルギー利用をするための未利用エネルギー活用設備または
脱炭素と地域レジリエンス強化を兼ねたコージェネレーション設備や
再生可能エネルギー活用設備に埼玉県が補助します。

令和

4年5月12日(木)

～6月24日(金)

対象設備・補助上限額



未利用エネルギー活用設備

これまで利用されていない廃熱などの余剰エネルギーを複数の事業所間等で融通する設備

補助対象設備	補助額上限
未利用エネルギー融通設備	2,000万円



コージェネレーション設備

都市ガス、石油、LPガス等を燃料として、エンジン、タービン、燃料電池等の方式により発電し、
その際に生じる廃熱も同時に回収・利用する設備

補助対象設備の規模（発電能力）	補助額上限
10kW未満	116.7万円
10kW以上50kW未満	300万円
50kW以上	1,700万円

条件

災害時等に地域への
エネルギー供給をすること
など
→ 詳細はHPへ



再生可能エネルギー活用設備

太陽光・地熱・水力・バイオマスといった再生可能エネルギーを活用して
発電・発熱する設備 注）固定価格買取制度に基づく認定を受けないものに限る

補助対象設備		補助額上限
熱利用設備	地中熱利用	1,000万円
	温度差エネルギー利用	
	雪氷熱利用	
	太陽熱利用	
	バイオマス熱利用	
発電設備	太陽光発電 + 蓄電池	1,000万円
	バイオマス発電	
	水力発電	

補助率

中小企業等 : 1/3 (国庫補助併用の場合は1/6)

大企業等 : 1/6



コバトン さいたまっち

補助対象経費

補助対象設備の設計費、設備費、工事費

埼玉県エネルギー脱炭素化 設備整備費補助金

補助対象事業の要件等

補助対象設備の導入にあたり、次の要件に全て適合するもの。(設備によって要件に違いがあるため、要綱 (HPに掲載) をご確認ください)

- 不動産に係る家庭用需要、居住に係る需要でないこと
- 補助対象設備は常用であること
- 燃料使用量、発電電力量及び排熱利用量 (熱を利用しない場合には不要) を測定する専用の計測装置を取り付けること
- 設備は全て未使用品であること
- 設備は、性能の保証、設置後のサポート等がメーカーなどによって確保されているもの
- 設備に関して、県の他の補助金を利用しない事業であること
- 設置することにより、排出されるCO₂の削減が見込まれること
- 災害時 (3日間の停電を想定すること) 等に地域からの求めに応じて、優先的に供給できる限りのエネルギーを供給することができる、又は、事業所を避難所として活用して当該避難所にエネルギーを供給することができる設備であり、その旨を県HPに掲載することに同意するとともに事業所においても周知し、活動できる体制を整えること (※) …など

※コージェネレーション設備・再生可能エネルギー活用設備の条件

補助金手続きのご案内

手続きの流れ

1 申請	事業者→埼玉県	募集期間内に申請してください。
2 審査・交付決定	埼玉県→事業者	申請内容を審査し、複数申請があった場合は、相対比較を行います。その審査後に交付の可否について通知します。
3 着工～事業完了	事業者	交付決定を受けた日以降に着工し、今年度内に完了してください。
4 実績報告	事業者→埼玉県	事業完了日の後30日以内又は令和5年3月20日のいずれか早い時期までに報告して下さい。
5 現地調査	埼玉県→事業者	現地確認等を実施します。
6 交付額確定	埼玉県→事業者	交付額を確定し、通知します。
7 請求	事業者→埼玉県	請求書を提出してください。
8 補助金の交付	埼玉県→事業者	補助金を交付します。
9 導入効果報告	事業者→埼玉県	設備稼働1年後に導入効果報告をしてください。(3年間)

申請方法

【提出先】 環境部 エネルギー環境課 創エネルギー推進担当

【提出様式】 エネルギー環境課ホームページに掲載

(要綱、報告書などの必要様式が全て掲載されています)

【提出部数】 1部

【提出方法】 持参、郵送又はメール

検索サイトへ→

埼玉県エネルギー脱炭素化設備整備費補助金

検索



県補助金のお問合せ

埼玉県環境部 エネルギー環境課 創エネルギー推進担当

住所：さいたま市浦和区高砂3-15-1 第三庁舎3階

TEL：048-830-3024 FAX：048-830-4778 E-mail：a3170-02@pref.saitama.lg.jp